

1 はじめに

下水道は、雨水排除による浸水防除や水洗化による生活環境の改善、公共水域の水質保全といった市民生活や企業活動に密接に関わる重要な社会基盤施設である。

茨木市においては昭和 37 年に市中心部より下水道事業に着手し、昭和 45 年より供用開始して以来計画的に整備を進めた結果、平成 26 年度末の下水道普及率は 99.3%、雨水施設の整備率は 34.9%となっており、市民の生活環境の向上や浸水被害の改善に大きく寄与している。

今後の下水道事業を取り巻く状況として、収入の面では、平成 32 年をピークとして人口が減少していく見通しに加え、節水意識の高まり、節水型機器の普及、市内工場の相次ぐ撤退により、有収水量が減じる方向を示している。これにより、下水道使用料収入が徐々に減少していくと予測されている。支出の面では下水道事業開始当初から整備の財源として借り入れた企業債の元金、利子の償還額は減じていく一方で、下水道施設を次の世代に健全な状況で引き継ぐために必要な施設の更新や耐震化にかかる費用が増加していくものとする。さらに大阪府の流域下水道事業の企業会計導入により、費用負担の見直しが予測され、茨木市の負担増加も見込まれていることから、今後経営への影響が懸念される。

よって、社会基盤を成す下水道施設によるサービスを持続的、安定的に提供して行くため、早期に下水道事業経営の健全化、安定を図ることが急務の課題となっている。

これを踏まえ、当審議会は茨木市下水道事業の永続的な運営に向けた経営の健全化という諮問に対し、5回の会議で審議した内容を以下のように答申する。

2 茨木市下水道事業の現状

施設整備については、汚水処理についてはほぼ概成している状況にあるが、雨水については整備率が低く、計画降雨排除施設の整備が急がれる状況にある。施設の長寿命化対策については、老朽化や腐食による陥没等の事故を未然に防ぐため、市内に埋設された約 750 kmの管路のうち、整備年度が古い箇所や地域防災計画に位置づけされた緊急交通路の車道部に埋設された管路の調査を平成 21 年度より約 120 km実施した。そのうち改築更新が必要と判定された約 1.5 kmについては平成 27 年度末までに対策を実施している。また耐震化については、市域全体の管路に対して約 126 kmを重要な幹線と位置づけ、そのうち 117 kmは耐震化が図れており、残り約 9 kmについて平成 27 年度より順次対策を実施しているところである。

経営状況については、汚水処理原価に対して使用料単価が低く、事業にかかる支出を収入で賄えていない状態である。それにも関わらずこれまで赤字決算にいたらなかった要因としては、雨水処理に係る経費など一般会計が負担すべき経費のほかに、収支の不足分に対しての繰入金投入等があげられる。これにより一見経営が安定しているよう

に見えているが、事業開始当初より実質的な赤字が続いており、この傾向は今後も続くものと予測される。

その要因を列挙すると、

- ・ 下水道事業が先行投資による設備設置型事業であり事業開始直後は支出に見合う収入が得られないこと。
- ・ 早期に下水道普及向上に努めた結果、集中的に投資がなされたために元利償還金の額が大きくなっていること。
- ・ 彩都開発で先行して行った下水道整備とその後の土地利用に時間差が生じたこと。
- ・ 工場が相次ぎ撤退したこと。

以上の要因により下水道使用料収入が伸びず、実質的な赤字につながっている。

3 下水道事業の経営課題と対応

茨木市下水道事業においては、平成 27 年度より地方公営企業法を一部適用し企業会計を導入しているが、従前より下水道事業会計は、地方財政法で定める公営企業であり、会計の独立採算制が前提となっている。下水道事業の基本的な考え方は「雨水公費・汚水私費」であり、汚水処理にかかる費用を考慮した上で適正な使用料を設定し、健全に事業運営をする必要がある。しかし、先にも述べたとおり茨木市下水道事業は従前より汚水処理において毎年度実質的な赤字が発生しており、それを補填する一般会計からの繰入れがなければ成り立たないため、早急に課題を解決し、経営の安定化を図るべきである。

事業運営には日々発生する支払業務のため、手持ち資金の確保が必要だが、現状では資金を確保できていない状況にある。対応として水道部より下水道使用料について 1 ヶ月分を 2 回に分割して納入してもらえよう依頼し、さらに経営のために資金の短期借入れも行っている。また、一般会計からの繰入金に関しては年間の入金回数や入金時期の変更を依頼し、資金ショートを防ぐ努力がされている。債務については一定過年度の高金利の企業債を低金利のものに借換え、利息の支払い額を見直したほか、世代間の公平性を保つため、一般会計の財政状況、下水道事業の現状も勘案して元金の償還に不足する金額の一部に対し資本費平準化債を活用しており、現状でも可能な限りの対応策がとられている。

経営課題解決には効率的な事業運営も必要だが、これは以前から可能な限り検討、実施されている。民間活力の利用としてポンプ場の運転管理を全て民間委託し、人件費の削減に努められている。ただ、下水道事業に従事する職員数はポンプ場の民間委託以降大きく減じていないが、当時から最少人数で事業運営に当たられているからであり、これ以上職員数を減じることは適正に業務を行う上で困難である。

また、下水道台帳の電子化もされており、窓口業務の迅速化に加え、施設の長寿命化計画策定に必要なデータの一元管理が可能になり、今後の事業実施時期検討への活用が

期待される。今後短期間に工事が集中し、年度毎の投資にばらつきが無い様に、将来における企業債の償還に配慮された予算の平準化を図るべきである。

4 下水道使用料の方向性

現在設定している下水道使用料については、汚水処理経費に比べて収入が下回っており、財政計画期間の5年を考えると早期に料金改定して経費に見合う水準にすべきと考える。

汚水処理経費の内訳は需要家費、固定費、変動費とあるが、うち需要家費と固定費は汚水量に関係なく発生する経費であり、基本使用料で賄うのが望ましい。現状の基本使用料は440円であるが、需要家費、固定費から算定した場合は965円となり、経費に見合う収入は得られていない。

従量料金は有収水量に応じて金額が決まり、使用水量が増加するほど使用料単価が高くなる累進制を採用している。ただ近年の茨木市の状況として、使用水量の大きな企業が撤退し、さらに現存する企業においても節水機器の整備により使用水量が減少傾向にあり、総じて大口使用者による有収水量、使用料収入が大きく減少している。企業の使用水量の変動は人口の変動以上に使用料収入へ影響を与えることから、累進度を現状より下方に改定するのが将来的に水需要の変化を考えると収入を安定させることになる。

以上のことより使用料改定の内訳としては、下水道使用料収入に占める基本使用料収入割合を上げるとともに、従量料金については、将来の安定した経営のため単価の見直しを図ること、あわせて使用料全体としては累進度の軽減につながるよう検討されたい。ただし、料金改定にあたっては少子高齢化社会において社会的弱者、独居老人が増える中、低水量の使用者に対して一定の配慮が必要である。

5 今後の下水道事業経営の方向性について

市民生活、企業活動の基盤となる下水道事業においては現有施設を適切に維持管理し、健全な状態で次世代に引き継がなければならない。ただ、その負担を将来の使用者に転嫁するのは世代間の負担の公平性を欠くことになるため、事業経営が悪化する前に経営課題解決への対応が必要であり、その課題解決とその対応について市民に理解してもらうことが重要である。下水道事業に関する周知は、これまでも広報誌、ホームページ、出前講座、イベント等で行われているが、今後は下水道の果たす役割、経営の仕組みについてもこれまで以上に積極的に情報提供をしていかなければならない。

以上のことを踏まえ、今後の下水道事業経営については下記のことを留意して執り行われたい。

- ・設備の更新等については、汚水施設については使用料収入をもって充てるため、経営の状況も鑑みて効率的に進める必要があり、投資金額の平準化を図りつつ優先順位を定めて推進されたい。

雨水設備については整備率が低く昨今の気象を考えると早期の整備が待たれるが、一般会計の財政状況も鑑みて早期の整備完了を願う。

- ・ 現有施設の維持管理は民間委託等を活用しつつ、今後も継続して可能な限りの民間活力の活用等により経費削減に努められたい。また下水道事業は地方公営企業法の一部適用を実施しているが、経営に係る経費については常に留意されたい。
- ・ 事業費用の財源確保は企業として基本的に成すべきことであるから、下水道使用料の徴収率の向上に、より一層努力されたい。将来の施設の更新投資を見越し、世代間負担と経営健全化双方の観点から一定の自己資金の確保が必要なため、適正に事業運営を行うよう努められたい。
- ・ 下水道事業会計に従事する職員については、企業会計の理念を十分に理解されて職務に専念されるよう努められたい。

以上この審議会の過程で出された意見を十分に尊重され、一層効率的かつ健全な事業運営に取り組まれることを期待する。